

三宅町地域人権学習事業「人権学習講座」仕様書

三宅町地域人権学習事業「人権学習講座」（以下「人権学習講座」という。）における委託の内容は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、人権学習講座に係る受託者（以下「受託者」という。）が行う事業内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 人権学習講座の業務委託に関する基本的な考え方

人権学習講座の業務実施にあたり、次の項目に沿って行うこと。

- (1) 人権問題について講座を実施することで人権尊重の精神を養い、人権啓発を推進すること。
- (2) 事業実施にあたって、三宅町交流まちづくりセンターMi iMo 等を活用すること。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 効率的な運営を行うこと。
- (5) 管理運営費の削減に努めること。
- (6) 適切な広報を行うなど、各事業への積極的な参加を呼びかけること。
- (7) 事業実施にあたって、参加者等へアンケートを実施すること。
- (8) 事業完了後に、実施内容などを含めた報告書を提出すること。

3 委託料

500,000円を上限とする。（消費税及び地方消費税を含む。）

委託料には、事業実施会場の使用料を含むものとする。

4 事業実施期間

契約締結日から令和9年2月28日までとする。

5 法令等の遵守

人権学習事業の委託にあたっては、仕様書による他、次に掲げる法令等に基づくものとする。

- (1) 地方自治法
- (2) 個人情報の保護に関する法律等

6 事業内容

・三宅町地域人権学習講座

地域に関わる身近な人権問題を検証・学習することによる人権啓発の実施。

①実施方法 : 人権問題についての講座・研修・交流事業を開設

②実施回数 : 年5回以上

③事業対象者 : 町内在住・在勤者

④実施場所 : 三宅町交流まちづくりセンターMi iMo 他

⑤学習内容 : 別紙のとおり

⑥その他

ア. 学習内容は、町が提案する内容をもとに受託者で計画・立案するものとする。

イ. 受講者の募集は、受託者が行う。

ウ. 受託者は、講座・研修の運営について責任を持つものとする。

エ. 町広報誌及びホームページにて案内し、参加を呼びかけるものとする。

オ. より多くの住民が参加しやすい日程で開催すること。

7 事業実施にあたっての注意事項

(1) 事業実施にあたっては、町内公共施設が公の施設であることを認識し、全ての利用者において公平性を確保するとともに、適切な運営を行うこと。

(2) 受託者は、本仕様書に定めのない事項や、内容及び処理について疑義が生じた事項については、必要に応じて本町と協議し決定するものとする。

別 紙

三宅町地域人権学習講座における学習内容

三宅町が事業委託する地域人権学習講座の学習内容については、三宅町人権尊重のまちづくり条例の趣旨を理解したうえで、以下の人権三法及び人権啓発に関する法律に基づく人権教育・啓発に関する課題の中から、様々な人権問題と関連する地域の課題について検討し、実施することを基本とする。

【課題】

- 部落差別解消推進法に基づき、部落差別の実態を知り、その解消に向けた歴史や仕組みを知り、部落差別の解決について考える。
 - ・ 部落差別の解消の推進に関する法律
 - ・ 奈良県部落差別の解消の推進に関する条例

- 障害者差別解消法に基づき、障害者差別の実態を知り、障害者とともに生きる社会について考える。
 - ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

- 在日外国人問題について学び、ヘイトスピーチ解消法の趣旨を理解し、人種差別を許さない社会の在り方について考える。
 - ・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

- 人権啓発に関する法律に基づく人権教育・啓発に関する基本計画の中で課題とされている内容について学び、理解を深めていく。

- SNSなどのインターネット上の人権侵害の実態を知り、その解消について考える。

- 不登校問題として個々の状況に寄り添った「個別最適な学び」の保障と学校以外の多様な居場所等について考える。